

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月1日から38年7月1日まで
社会保険庁(当時)から、A社での厚生年金保険加入記録があるのではないかとこの通知が届いたので、年金事務所に出向いたところ、私の記録であると確認できたため、年金の増額の試算をしてもらった。

その後、年金事務所から、上記の記録は脱退手当金を受給しているものだったとの連絡があった。

しかし、私は、脱退手当金について、前職を退職する際に受け取った記憶はあるが、A社を退職する際に受け取った記憶は無いので、申立期間について脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に資格取得した女性7人のうち、申立事業所を被保険者期間2年以上で資格喪失した者は4人確認できるが、そのうち脱退手当金の受給が確認できる者は1人しかいない上、申立期間当時、同事業所の事務を担当していたとする者は、「退職後は国民年金に加入するか、脱退手当金を受給するように退職時に指導していたが、脱退手当金を会社が代理で請求することは行っておらず、請求したら本人が自ら行っていたはずである。」と証言していることから判断すると、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票等に関しては、申立人が申立期間中である昭和37年11月*日に婚姻し改姓していながら、申立人の氏名は、変更されずに旧姓のままとなっていることから見て、申立人自らが

脱退手当金請求の手続きを行ったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人の申立事業所に係る脱退手当金の支給記録は、前職に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号と同一の番号でオンライン収録されている一方で、厚生年金保険加入記録は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同原票及びオンライン記録においては別人の番号で管理されるなど、申立人の被保険者記録が適正に管理されていないことが認められる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和47年6月30日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和46年4月1日にA社C支店に採用され事務員として勤務していたが、47年6月30日にA社B支店に転勤となり、同日に赴任した。その後、平成20年11月29日までの期間において継続して同社に勤務した。

申立期間について、企業年金連合会に確認したところ、「厚生年金基金の記録は継続している。」との回答を得た一方、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和47年6月30日から同年7月1日までの期間について、被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間について継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の在籍証明書の記録により、申立人が、昭和46年4月1日から平成20年11月29日までの期間において継続してA社に勤務し（昭和47年6月30日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、企業年金連合会年金サービスセンター保管の厚生年金基金加入員台帳では、申立人が、昭和47年6月30日にA社C支店の被保険者資格を喪失し、同日に同社B支店の被保険者資格を取得している旨の記録が確認でき、同基金

の加入期間に欠落は無い。

さらに、A社は、「当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所（当時）にも提出していた。」と回答している。

加えて、前述の厚生年金基金加入員台帳において、申立人の加入員記録が訂正された形跡は認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年6月30日にA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和47年6月の厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 27 日から 39 年 9 月 27 日まで

私は、A事業所を退職した当時は若かったため、将来の年金に対してあまり関心がなかったが、申立期間について脱退手当金の請求及び受給をした覚えはない。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページとその前後複数のページに記載されている女性のうち、当該事業所を退職時に脱退手当金の受給資格を満たしている 28 人の支給記録を調査したところ、申立人を含め 9 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、うち 7 人が退職後 6 か月以内に脱退手当金を受給していることが確認できる。

また、A事業所を吸収合併したB事業所に照会したところ、「当時の書類は残っていないが、当時の担当者によると、原則として退職者に対し脱退手当金の説明及び代理手続を行っていた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 7 月から 18 年 2 月まで

私は、郷里の役場から「国の命令でA社B事業所に勤務してほしい。」と告げられ、A社の事務所で面接を受けた際、住民票を同社の担当者に手渡したことを記憶している。また、同社には寮があり、部屋は6人部屋で毎月1円の給与を支給されていたことを記憶している。同社で従事した業務は重労働であったので、今でも同社のことは忘れることができない。勤務していたのは間違いないので、申立期間について労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿において、A社のB事業所は平成9年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の業務の一部を引き継いだC社は申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管していない上、当時の事業主、役員等は死亡しているため、申立人に係る申立事業所での勤務実態、労働者年金保険の加入状況及び労働者年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、「A社の事業所で勤務していた。」と主張した上で、当時の勤務地について、「D県E市に所在したA社B事業所であったと思うが、F県に所在した『G事業所』又は『H事業所』であったかもしれない。」と供述しているところ、「G事業所」及び「H事業所」は、A社B事業所が管轄する事業所であったことが確認できることから、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、被保険者記録が確認できる同

僚7人に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立事業所での勤務の状況等について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人が郷里から徴用で一緒に勤務していたとする同僚についてもA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録が無いことから判断すると、申立期間当時、同事業所においては、すべての従業員を、必ずしも労働者年金保険に加入させていたとは限らないことがうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

なお、A社B事業所の関連会社である、I社J事業所、同社K事業所、同社L事業所及び同社M事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人及び申立人が名前をあげた前述の同僚の被保険者記録は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 21 日から 43 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間において、A市に所在していたB事業所及びC事業所に雇用され、B事業所では、D社及びE社から委託を受けた業務に従事し、C事業所では、F社から委託を受けた業務に従事していた。

両事業所での在籍期間は覚えていないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所のうちB事業所については、同事業所の所在地、業務内容（D社及びE社の業務の受託）、宿舍の所在地等に係る申立人の具体的な記憶が、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 19 人に照会し、回答のあった 12 人のうち 10 人の供述内容と一致していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は死亡しており、同僚等も申立人に係る記憶が無く、申立人自身も、B事業所に勤務していた当時の上司、同僚等の氏名を覚えていないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

また、同僚等は、「私は入社時期の3か月後に厚生年金保険に加入した。」、

「入社から3年を経過した後に厚生年金保険に加入した。」「当時は3か月間の試用期間があったが、私が厚生年金保険に加入したのは入社時期の11か月後だった。」と供述しているところ、当該複数の同僚について、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、それぞれが供述する入社時期と一致していないことから判断すると、当該事業所は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人は、給与額及び給与からの厚生年金保険料の控除についての記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

加えて、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立人のB事業所に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

一方、C事業所については、業務内容（F社の業務の受託）、F社の工場の所在地（所在地の移転を含む）等に係る申立人の具体的な記憶が、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚20人に照会し、回答のあった8人のうち6人の供述内容と一致していることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた同僚は、「当時、C事業所では組合運動が活発で、従業員が不足しているときは、組合の紹介で、日雇で従業員を5人から8人雇用していたが、申立人が日雇の従業員であったか否かは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

また、当時の事業主は、「申立人に係る記憶は無いが、当時、当社では日雇で従業員を雇用しており、申立人が日雇の従業員であれば、厚生年金保険には加入させていない。」と回答している。

さらに、申立人は、給与からの厚生年金保険料の控除についての記憶が明確でなく、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

加えて、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、申立人のC事業所に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人が、B事業所において業務を受託していたとするD社、及びC事業所において業務を受託していたとするF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無い上、B事業所において業務を受託していたとするE社については、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 15 日から 59 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 3 月 15 日から 59 年 3 月までの期間において、B 市所在の A 社の代表取締役就任し、会社の運営に携わった。

当時、従業員が約 40 人おり、事業主として厚生年金保険料や雇用保険料等を税理士事務所等に依頼し納付していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

法人登記簿により、申立人が申立期間に A 社の代表取締役として就任していたことは確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿から、申立期間及びその後の期間を通じて同社が厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、法人登記簿において申立人とともに代表取締役であったことが確認できる同僚は、オンライン記録により、申立期間において国民年金の被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立事業所に当時の関連資料は保管されていない上、申立人は、従業員の氏名、並びに社会保険料等の納付に係る手続を委託していたとする税理士事務所の名称及び所在地を記憶していないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。